

現地調査票等の提出について（お願い）

鏡石町都市建設課

1 現地調査票等の作成について

民間の建築確認審査機関への確認申請をする場合、福島県では、事前に市町村に提出する現地調査票と確認申請書類一式の控えを、県の副本として取り扱うこととしています。

このため、市町村へ提出する現地調査票等について、正式な建築確認申請書類に添付するものと同じ概要書および図面等一式を提出してもらう必要があります。

鏡石町での現地調査票の提出にあたっては、必ず町上下水道課および都市建設課の窓口で直接、調査・確認をしてください。

※ 必要に応じて、上記の課以外でも調査・確認をしていただく場合があります（裏面3を参照）。

（1）現地調査および提出の順序

必ず、次の順に調査および事前協議、調査票の提出をしてください。

※ 順序が逆の場合、関係庁舎を何度も往復することもあるため、先に必ず上下水道課に行ってから、都市建設課で確認を受けてください。

1) 上下水道施設について確認

上下水道課（鏡石町旭町336番地 電話0248-62-2119）

町上下水道課に現地調査票1部を持参し、上下水道施設について確認・協議してください。

また、現地調査票および建築確認書類一式を、上下水道課に1部提出してください。担当職員が確認後、現地調査票に確認印を押しますので、次にそれを都市建設課まで持参してください。

2) 用途地域、道路等について確認

都市建設課（鏡石町不時沼345番地 電話0248-62-2116）

町都市建設課に、上下水道課で確認印を押した現地調査票を持参し、用途地域やその他の規制、道路等について確認・協議してください。また、現地調査票および確認申請書類一式を、都市建設課に1部提出してください。担当職員が内容を確認後、上下水道課で確認済みの現地調査票に確認印を押し、返却します。

（2）提出する書類と必要部数

以下の書類を、都市建設課および上下水道課に、それぞれ提出してください。建築確認申請時に提出する一連の書類を提出してください。

1部 提出

① 現地調査票 ※ 各課の担当職員がそれぞれ記名押印し、調査者に返却します。

2部 提出（都市建設課1部、上下水道課1部）

① 建築計画概要書 ② 建築確認申請書の写し ③ 位置図・案内図
④ 地籍測量図・求積図 ⑤ 建築物の詳細図（配置図、各階平面図、立面図・断面図等）

※ 図面中に給排水設備の配置、断面等について示していただくようお願いします。

⑥ 登記事項証明書・公図の写し ⑦ 委任状の写し ⑧ その他、建築確認申請に必要な書類
⑨ 仮換地・底地・保留地証明書の写し ⑩ 土地区画整理法第76条第1項の許可通知書（県指令書）および「駅東第1地区計画区域内における行為の届出書の受理について（通知）」（町交付）の写し ※ ⑨、⑩は、駅東第1土地区画整理事業区域内に建築する場合

【参考】 建築確認申請を、町経由で県中建設事務所へ申請（進達）する場合

現地調査票以外（町が現地調査票を作成するため不要）のすべての申請書類について、必要な部数を準備したうえで町に提出してください。

- 1) 県中建設事務所
 - ① 委任状、建築確認申請書、建築計画概要書、
図面等一式、登記事項証明書、公図 各2部
 - ② 建築工事届 1部
 - ③ その他（浄化槽設置届など） ※すべて正本
- 2) 町（都市建設課） 委任状、建築確認申請書および建築計画概要書
図面等一式、登記事項証明書、公図 各1部 ※副本でも可
- 3) 須賀川地方広域消防組合 ※ 消防同意が必要な建築物の場合のみ
建築確認申請書、建築計画概要書 各1部 ※すべて正本

2 現地調査および建築確認申請にあたっての注意点

現地調査後に書類の訂正等をして、その時点までに市町村が確認した内容と違った確認申請書を提出する事例が見受けられます。

また、福島県では、県外の確認審査機関に確認申請をする場合は、該当の市町村に必ず現地調査を行うよう事業者へ指導することを、各県審査機関に対して依頼しています。

このため、県外に確認申請する場合や県外から現地調査を行う場合も、事前に関係市町村に赴き、担当窓口にて直接協議に努めるようお願いいたします。

3 その他、事前に申請などが必要となるもの

必要に応じて、下記の手続き等についても別途協議・申請してください。
なお、各許可証の写し等を建築確認申請書に添付する必要があります。

1	地区計画区域内行為届出（都市建設課）	9	開発許可申請（都市建設課）	17	国土法による土地売買（総務課）
2	土地区画整理法第76条第1項 区域内建築行為届出（都市建設課）	10	浄化槽の設置届出（上下水道課）	18	消火栓等消防水利（総務課、消防署）
3	みなし道路事前協議（都市建設課）	11	雨水排水及び合併浄化槽の放流先協議 ① 道路への放流（都市建設課） ② 用水路への放流（矢吹原土地 改良区等、用水路を所有する各 管理者）	19	災害危険区域（総務課）
4	道路拡幅の有無（都市建設課）	12	景観条例（福島県中地方振興局）	20	ごみ収集所関係（健康環境課）
5	公共用財産境界立会申請（都市建設課）	13	農地転用（農業委員会）	21	介護計画（福祉こども課）
6	道路法第24条工事届出（都市建設課）	14	農振除外（産業課）	22	その他
7	道路占用申請（都市建設課）	15	工業団地にかかる諸手続き等（産業課）		
8	屋外広告物許可申請（都市建設課）	16	埋蔵文化財（教育委員会、教育課）		

※ おおまかな手続きのみですので、これがすべてではありません。